

新潟県旅館業法施行細則及び新潟県公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県旅館業法施行細則及び新潟県公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則
(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(浴槽水の水質の基準) 第7条 条例第4条第1項第2号エ(エ)に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。 (1) 浴槽水(次号に掲げるものを除く。)の基準 ア・イ (略) ウ <u>大腸菌</u> は、1ミリリットルにつき1個以下であること。 エ (略) (2) (略)	(浴槽水の水質の基準) 第7条 条例第4条第1項第2号エ(エ)に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。 (1) 浴槽水(次号に掲げるものを除く。)の基準 ア・イ (略) ウ <u>大腸菌群</u> は、1ミリリットルにつき1個以下であること。 エ (略) (2) (略)

(新潟県公衆浴場法等施行細則の一部改正)

第2条 新潟県公衆浴場法等施行細則(平成4年新潟県規則第43号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(浴槽水の水質の基準) 第10条 条例第4条第1項第15号に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。 (1) 浴槽水(次号に掲げるものを除く。)の基準 ア・イ (略) ウ <u>大腸菌</u> は、1ミリリットルにつき1個以下であること。 エ (略) (2) (略)	(浴槽水の水質の基準) 第10条 条例第4条第1項第15号に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。 (1) 浴槽水(次号に掲げるものを除く。)の基準 ア・イ (略) ウ <u>大腸菌群</u> は、1ミリリットルにつき1個以下であること。 エ (略) (2) (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。